

○総務省令第二百二十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。</p> <p>〔表 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前二項の規定にかかわらず、規格電力（P_R）をもつて表示する。</p> <p>〔1 略〕</p> <p>二 実験試験局の送信設備（第五項に掲げるものを除く。）</p> <p>〔三 略〕</p> <p>〔4 略〕</p> <p>5 実験試験局の送信設備（法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）を使用するものに限る。）の空中線電力は、当該送信設備が技術基準適合証明又は工事設計認証を受け、若しくは技術基準適合自己確認が行われた電力をもつて表示する。</p> <p>(簡易な操作)</p> <p>第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。</p> <p>〔一〜五 略〕</p> <p>六 次に掲げる無線局（適合表示無線設備のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>〔(1)〜(5) 略〕</p> <p>〔七・八 略〕</p>	<p>(空中線電力の表示)</p> <p>第四条の四 〔同上〕</p> <p>〔表 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔1 同上〕</p> <p>二 実験試験局の送信設備</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(簡易な操作)</p> <p>第三十三条 〔同上〕</p> <p>〔一〜五 同上〕</p> <p>六 次に掲げる無線局（法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用するものに限る。）の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>〔(1)〜(5) 同上〕</p> <p>〔七・八 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(適合表示無線設備使用無線局の免許手続の簡略)</p> <p>第十五条の四 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により適合表示無線設備のみを使用する無線局(宇宙無線通信を行う実験試験局を除く。)の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、呼出符号(標識符号を含む。以下同じ。)又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p>[様式 略]</p> <p>[注1～11 略]</p> <p>12 12の欄は、次によること。</p> <p>(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの欄の記載を要しない。また、実験試験局であつて、空中線の構成が複雑で記載が困難なものにあつては、16の欄の□にレ印を付け、空中線の構成を示す図面を添付することとし、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄の記載を要しない。</p> <p>[(2)～(6) 略]</p> <p>[13～15 略]</p> <p>16 16の欄は、空中線形番号の別に、次により記載すること。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 構成が複雑なため又は実験試験局であつて空中線系の開発を行うため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。</p> <p>[(4) 略]</p> <p>[17～27 略]</p>	<p>(適合表示無線設備使用無線局の免許手続の簡略)</p> <p>第十五条の四 総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により適合表示無線設備のみを使用する無線局の免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、電波の型式及び周波数、呼出符号(標識符号を含む。以下同じ。)又は呼出名称、空中線電力並びに運用許容時間を指定して、無線局の免許を与える。</p> <p>[2・3 同上]</p> <p>別表第二号の二第2 [同左]</p> <p>[様式 同左]</p> <p>[注1～11 同左]</p> <p>12 [同左]</p> <p>(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。</p> <p>[(2)～(6) 同左]</p> <p>[13～15 同左]</p> <p>16 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 構成が複雑なため記載が困難なときは、空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。</p> <p>[(4) 同左]</p> <p>[17～27 同左]</p>
備考 数字の [] の記載は注記による。	

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[表 略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p><u>5</u> 実験試験局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、上限二〇パーセント(四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する送信設備は上限五〇パーセント)とする。ただし、<u>法第四十条第二号の適合表示無線設備(以下「適合表示無線設備」という。)</u>を用いて開設する実験試験局にあつては、<u>当該適合表示無線設備の送信設備に係る第一項から前項までの規定を適用するものとする。</u></p> <p>別表第一号(第5条関係) 周波数の許容偏差の表</p> <p>[表 略]</p> <p>[注1～3 略]</p> <p>4 非常局、実験試験局、気象援助局(注9に規定する送信設備を使用するものを除く。)及び特別業務の局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表中の当該周波数帯の固定局(移動する無線局(無線測位を行うものを除く。))にあつては移動局、無線測位を行う無線局にあつては無線測位局)の値によるものとする。ただし、<u>実験試験局であつて、適合表示無線設備を用いるものについては、当該適合表示無線設備の送信設備に係るこの別表の規定を適用するものとし、特殊な送信設備を有するものについては、その許容偏差を指定する。</u></p> <p>[5～57 略]</p> <p>別表第三号(第7条関係)</p> <p>[1～66 略]</p> <p><u>67</u> <u>適合表示無線設備を用いて開設する実験試験局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、当該適合表示無線設備の無線設備に係るこの別表の規定を適用するものとする。</u></p> <p><u>68</u> 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から<u>67</u>までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p>	<p>(空中線電力の許容偏差)</p> <p>第十四条 [同上]</p> <p>[表 同上]</p> <p>[2～4 同上]</p> <p>[新設]</p> <p>別表第一号(第5条関係) 周波数の許容偏差の表</p> <p>[表 同左]</p> <p>[注1～3 同左]</p> <p>4 非常局、実験試験局、気象援助局(注9に規定する送信設備を使用するものを除く。)及び特別業務の局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表中の当該周波数帯の固定局(移動する無線局(無線測位を行うものを除く。))にあつては移動局、無線測位を行う無線局にあつては無線測位局)の値によるものとする。ただし、<u>特殊な送信設備を有する実験試験局については、その許容偏差を指定する。</u></p> <p>[5～57 同左]</p> <p>別表第三号(第7条関係)</p> <p>[1～66 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>67</u> 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から<u>66</u>までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p>
<p>備考 表中の [] の記載及び本条規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体にわたる傍線は注記による。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。